

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H02866

研究課題名(和文) 原発事故被害の創造的回復に向けた協働的政策形成に関する学際研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary study on cooperative policy making for the creative recovery of the Fukushima nuclear plant accident damage

研究代表者

下山 憲治 (Shimoyama, Kenji)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00261719

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,750,000円

研究成果の概要(和文)：福島第一原発事故により生じた問題・課題群の解決に向け、賠償に関する現状と課題の共有、責任論と損害論に関する課題・論点の整理、被害者の実質的権利救済に向けた政策課題の明確化、被害の創造的回復に向けた制度設計、権利救済から政策形成へ展開するプロセス研究を行った。その結果、原子力損害、電力会社・国の責任、放射性物質による汚染の除染、避難者・滞在者に対する医療、そして、主として避難者に対する住宅支援に焦点を当て、実態把握、問題の抽出を踏まえ、被害・損害の理解の仕方、それに対する責任のあり方、今後の被災者の生活やコミュニティ再建に向けた取り組み等について、多くの解決策や政策の提言をした。

研究成果の概要(英文)：Among many social and economical problems occurred by the Fukushima nuclear plant accident on March 11th 2011, the objects in this study are as follows; (1)information sharing the situation and problem of the claim of damages by victims, (2)Rearranging of issues and problems about liability, standard and scope of compensation, (3)Clarification of policy issues for the substantial remedy of victims, (4)Policy proposal for the creative recovery of victims and restore of disaster area and (5)Study of the process to develop from the remedy to the creative recovery and restore. As a result of this study, we clarified the approach to recognize actual problems, summary of issues for study objects of described above and proposed the solution to problems and policy frameworks of compensation for nuclear damages, process of decontaminating radioactive substance and so on.

研究分野：行政法、環境法

キーワード：原子力損害賠償 除染 原子力安全規制 コミュニティ再建 放射性廃棄物処理 福島第一原発事故 帰還政策

1. 研究開始当初の背景

2011年3月の福島第一原発事故後ほどなく、国の原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)は原子力損害賠償法に基づいて、賠償されるべき損害に関する指針の策定に着手した。電力会社は、原賠審の指針を受け、自ら賠償基準をつくり公表した。多くの被害者は、電力会社に損害賠償の「直接請求」を行い、和解の途を選んでいる。しかし、賠償基準が被害実態を十分に反映できておらず、重要な損害の賠償の先送りあるいは欠落との批判も多い。そのため、2011年9月にスタートした裁判外の紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)への申立て、あるいは訴訟が多く提起されることとなった。原発事故被害者(避難者、滞在者)の集団訴訟は、全国約20の訴訟が提起された(本研究終了時では約30訴訟になっている)。これら訴訟から、(a)原賠審の指針や電力会社の賠償基準は被害実態から遠く、より広範な被害救済が必要とされていること、(b)金銭賠償では回復の困難な被害(人々の生活基盤と地域社会の崩壊、除去困難な放射能汚染など)が広範に生じており、適切な賠償等による原状回復にとどまらず、生活再建やコミュニティ復興等へ向けた「創造的回復」のための政策形成が不可欠である。

2. 研究の目的

福島第一原発事故は広範囲に深刻な環境汚染を引き起こしており、避難者の生活再建とコミュニティの再建・復興など「創造的回復」に向けた取り組みが必要である。ここでいう「創造的回復」とは、単に原発事故前(原状)への回帰のみではなく、被災者・避難者の視点を踏まえたこれからの生活再建とコミュニティのあり方を探り、その維持・形成を図ることである。本研究では、公害・環境問題研究の蓄積を踏まえ、当該領域の研究者を構成員に迎え、従来の事故賠償の学際的研究会の積み重ねを活かし、研究を発展的に継続すると共に、「創造的回復」の理念とそれに基づく政策的措置の具体化を目的とする。また、被害者の私法上の権利救済と共に、権利の普遍化・保護のための政策形成に至るプロセスを重視しつつ、現場の抱える具体的な諸課題を指摘し、学問的検討を加えて政策提言としてまとめ、公にすることを旨とする。

3. 研究の方法

本研究に必要な5つの作業課題(賠償に関する現状と課題の共有、責任論と損害論に関する課題・論点の整理、被害者の実質的権利救済に向けた政策課題の明確化、被害の創造的回復に向けた制度設計、権利救済から政策形成へ展開するプロセスの研究)を研究班に割り当て、全体を統合する。全国各地で避難者と接する弁護士や支援団体等と定期的会合を開催し、連絡体制の構築により、情報の効率的集約を図る。その内容を各

研究班と共有することで、その担当する作業課題に即して検討を進め、現地調査などで妥当性を検証する。また、各研究班の研究成果をフィードバックし、成果の取りまとめにつなげる。既存の研究会(福島原発事故賠償問題研究会)・ネットワークと連動することで、研究体制の構築は容易と考えられる。

4. 研究成果

本研究では、前記のとおり、損害・責任・除染・医療・住宅支援に焦点をあて、テーマに即して研究班を編成し、研究を進めた。

(1) 損害論について

福島原発事故の被害については、原賠審の中間指針等に即した電力会社による直接賠償や、原賠審の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介(原発ADR)を通じた賠償が行われ、電力会社は、2018年3月末現在で約8兆円を支払ってきた。しかし、個人や集団で訴訟を選択する被害者の総数が12000人を超えている。この点からすれば、十分な被害救済は実現されているとは言いがたい。

このような観点から、本研究では、第1に、避難生活で生じる損害、居住用不動産・農産・農地等に関する損害、営業損害などについて被害実態を調査し、中間指針等が用いた算定基準では、これらの損害を適切に填補できないことを明らかにした。第2に、ふるさとなしコミュニティの喪失などの中間指針等で項目化されていない損害についても、損害賠償の対象とされるべき損害、少なくとも政策上救済されるべき損害として構成するべく、学際的な観点から検討を行った。第3に、避難指示区域の線引きと避難指示解除の時期の妥当性、そしてそれらに伴う区域外避難者(いわゆる「自主的避難者」)や福島県内などにおける滞在者の損害についても、被害の実態把握と救済方法を中心に研究した。これらの原発事故による被害の多くは、時が経つほどに深刻化しており、今後も研究を続けていく必要がある。

(2) 責任論

被災者に対する電力会社からの直接賠償も原発ADRを通じた賠償も、損害論で検証したように賠償の範囲が限定的である。また、原子力損害賠償法に基づき電力会社のみが無過失責任を負うことを前提としているものの、電力会社に過失がなかったのか、原発を推進する過程で安全性を十分に確保する規制を怠ってきた国に法的責任はないのか。全国で提起されている約30もの原発事故賠償集団訴訟のほとんどにおいて、両者の責任が争点とされている。本研究では、電力会社への民法709条の適用可能性、電力会社と国の事故に関する予見可能性および結果回避可能性、国の規制権限不行使に基づく国家賠償責任の有無を中心に検討を行った。2017年3月以降は特に7つの訴訟(群馬、千葉、生

業、「小高に生きる」、京都、首都圏、浜通り避難者 5つが電力会社のみを被告とし、さらにその中の1つは原賠法のみを請求の根拠とする)の一審判決を題材に、各論点について分析を行った。これらの判決を概括すると、電力会社の責任については民法709条は適用されなかったが、電力会社(および国)の非難性について予見可能性および結果回避可能性を判断しており、また、5判決中4つが国の責任を肯定した。今後も、他の訴訟に関する一審判決の言い渡しが続くこと、そして上級審の判断も待たれることから、引き続き研究していくことが必要である。

(3) 除染

原発事故により飛散した放射性廃棄物の除染や放射性廃棄物処分場の立地に関わる問題群について、環境省ほか、福島での避難者・中間貯蔵施設用地の地権者・周辺住民、自治体ヒアリングを実施した。一方、原発事故前の放射線量への原状回復、農地等の除染請求などが裁判で求められている。訴訟では請求が認められていないものの、これらから、被災者・避難者の生活再建のほか、除染や除染後の放射性廃棄物の処理、とりわけ処分場の立地等について、被災者・土地所有者や住民等の参加手続が十分には保障されていないなどの問題を明らかにした。日韓ワークショップや日本とドイツにおける放射性廃棄物処理・処分場決定手続に関するワークショップを開催し、日本の取り組みや法制度化が遅れており、比較法研究の更なる深化が必要となっている。

(4) 医療

医療健康対策については、福島県外で自治体除染の対象地域になっているエリアで、住民が被ばくの健康影響について不安を抱いている現状と、求められる施策について調査を実施した。対象地域は主として栃木県北であり、この問題に取り組む宇都宮大学の研究者からの協力を得た。

県境を越える広域の健康調査には費用が伴うが、早期発見と治療が可能になるという便益もある。継続的な土壌や空間線量、飲料水や食品の放射能測定、追加的除染、「保養」の支援なども、重要な施策である。

この調査を通じて、福島県外のいわゆる「低認知被災地」問題に取り組む研究者とのネットワークが構築できたことも成果の一つである。

(5) 住宅支援について

福島県は2017年3月、東日本大震災による避難者への仮設住宅供与を終了した(2015年6月15日時点の避難指示区域、および楢葉町全域では延長)。その影響はおよそ1万戸、2万6000人に及ぶ。避難者の生活再建には住居の確保が不可欠であるから、2015年に供与終了の方針が明らかになると、避難当事

者だけでなく、ジャーナリスト、実務家、研究者からも批判や懸念の声があがった。

仮設住宅の供与終了によって、多くの避難者が新たに家賃負担を求められたり、退去・転居を余儀なくされることになる。避難者にどのような影響が生じているのか、その全体像は明らかでなく、実情の把握が急務となっている。

本研究では、福島県内の建設型仮設住宅と、県外のみなし仮設住宅について、仮設住宅提供終了後の入居者の動向に関するケーススタディを実施した。中通りの建設型仮設に関する調査では、医療、介護のニーズがあることから、医療体制が整っていない避難元への帰還ができず、避難先にとどまらざるをえない人がいることも確認された。

仮設住宅の供与が終了すれば、避難継続の選択は新たな経済的負担を不可避的に伴う。福島県による民間賃貸住宅等の家賃補助は2年間と限られており、また、子どもの成長や収入の変動など何らかのきっかけで、潜在していた問題が表面化してくることも考えられる。原発事故子ども・被災者支援法による公営住宅への優先入居などの措置においては、今後、同法の支援対象地域が変更された場合、支援対象から外れた避難者の入居継続に支障が起きる可能性もありうる。

もちろん、あくまで全体の一部を把握しえたにすぎず、また福島県外への避難者については、避難先ごとに事情が大きく異なっているため、今後それぞれの地域の実情をより詳しく調査する必要がある。避難者の状況と支援策の動向を継続的に把握していくことが不可欠である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計49件)

除本 理史、原発事故被害の包括的把握と福島復興政策 『不均等な復興』と被害者の『分断』をめくって、経営研究、査読無、66巻2号、2015、1-19

除本 理史、原発事故賠償の問題点と課題 住居の再取得を中心に、建設政策、査読無、164号、2015、32-35

除本 理史、原発事故賠償と福島復興政策の5年間を振り返る:避難者に対する住まいの保障に着目して、経営研究、査読無、66巻4号、2016、185-195

除本 理史・渡辺 淑彦・高木 竜輔・三村 茂太、福島原発事故による営業損害の終期問題を考える、OCU-GSB Working Paper、査読無、201602、2016、1-29

藤原 遥・除本 理史・片岡 直樹、福島原発事故の被害地域における住民の帰還と『ふるさとの変質、変容』被害 川内村における伝統芸能継承の困難を事例として、OCU-GSB Working Paper、査読無、201603、2016、1-11

磯野 弥生、中間貯蔵施設問題に寄せて

- 課題と若干の提言、環境と公害、査読無、45巻2号、2015、67-68
- 吉田 邦彦、福島原発爆発事故による営業損害(間接損害)の賠償について、法律時報、査読無、87巻1号、2015、105-112
- 吉田 邦彦、居住福祉法学と福島原発被災者問題(上) 特に自主避難者の居住福祉に焦点を当てて、判例時報、査読無、2239号、2015、3-13
- 吉田 邦彦、居住福祉法学と福島原発被災者問題(下) 特に自主避難者の居住福祉に焦点を当てて、判例時報、査読無、2240号、2015、3-12
- 吉田 邦彦、区域外避難者の転居に即した損害論・管見 札幌『自主避難者』の苦悩とそれへの対策、環境と公害、査読無、45巻2号、2016、62-66
- 吉田 邦彦、居住福祉法学から見た災害復興法の諸問題と今後の課題 とくに、東日本大震災(東北大震災)の場合、日本災害復興学会学会誌、査読無、14号、2016、3-14
- 下山 憲治、判断の分かれた原発再稼働差止仮処分決定：高浜原発と川内原発の仮処分決定を題材に、環境と公害、査読無、45巻1号、2015、65-68
- 下山 憲治、原子力「安全」規制の展開とリスク論、環境法研究、査読無、3号、2015、1-25
- 吉村 良一、福島原発事故賠償の現段階、法律時報、査読無、88巻4号、2016、33-38
- 吉村 良一、福島原発事故賠償訴訟における損害論の課題、法律時報、査読無、89巻2号、2017、82-87
- 藤原 遥・除本 理史・片岡 直樹、福島原発事故の被害地域における住民の帰還と『ふるさとの変質、変容』被害 川内村における伝統芸能継承の困難を事例として、環境と公害、査読有、46巻2号、2016、60-66
- 磯野 弥生、原発事故被害収束政策と住民の権利、現代法学、査読無、32号、2017、29-62
- 磯野 弥生、オープン・ガバメント指標と日本の課題 原発問題から考える、環境と公害、査読無、46巻3号、2017、44-49
- 吉田 邦彦、居住福祉法学から見た災害復興法の諸問題と今後の課題 とくに、東日本大震災(東北大震災)の場合、復興、査読有、7巻2号、2016、3-14
- 吉田 邦彦、東日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問題・居住福祉課題(上) 近時の京都地裁判決の問題分析を中心に、法と民主主義、査読無、509号、2016、33-39
- ②① 吉田 邦彦、東日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問題・居住福祉課題(下) 近時の京都地裁判決の問題分析を中心に、法と民主主義、査読無、510号、2016、41-47
- ②② Kunihiko Yoshida、Problems and Challenges for “Voluntary Evacuees” with regard to the Fukushima Radiation Disaster、HOKKAIDO L. REV.、査読無、67巻4号、2016、1288-1305
- ②③ 神戸 秀彦、新規規制基準下での原発差止め訴訟の考察 - 川内原発1・2号機差止め仮処分事件鹿児島地裁決定を中心に -、法と政治、査読無、67巻1号、2016、167-199
- ②④ 神戸 秀彦、日本の福島第一原子力発電所事故について、Inter Jurist、査読無、189号、2016、24-26
- ②⑤ 下山 憲治、リスク制御と行政訴訟制度：日本における司法審査と救済機能について、行政法研究、査読無、16号、2017、117-131
- ②⑥ 下山 憲治、原子力規制の変革と課題、環境法研究、査読無、5号、2016、1-25
- ②⑦ Kenji SHIMOYAMA、Precaution and the Use of Nuclear Energy -Experiences from Japan-、Umwelt- und Technikrecht、査読無、132号、2017、215-230
- ②⑧ 吉村 良一、福島原発事故賠償集団訴訟群馬判決の検討、環境と公害、査読無、46巻4号、2017、59-64
- ②⑨ 吉村 良一、福島第一原発事故について国の責任を認めた群馬訴訟判決、法学教室、査読無、441号、2017、52-56
- ③⑩ 吉村 良一、総論 福島原発事故賠償の課題、法律時報、査読無、89巻8号、2017、53-58
- ③⑪ 吉村 良一、原発事故賠償訴訟の動向と両判決の検討、環境と公害、査読無、47巻3号、2018、29-36
- ③⑫ 稲葉 一将、ネットワークに依存する国家行政と国家行政のネットワーク化、名古屋大学法政論集、査読無、277号、2018、31-53
- ③⑬ 除本 理史、原発災害の復興政策と政治経済学、季刊経済理論、査読無、54巻4号、2018、27-36
- ③⑭ 除本 理史、原発事故被害者集団訴訟がめざすもの：三つの地裁判決を受けて、世界、査読無、902号、2017、138-142
- ③⑮ 除本 理史、福島原発事故による避難者への仮設住宅の供与終了について、経営研究、査読無、68巻3号、2017、35-51
- ③⑯ 高木 竜輔・除本理史、科学通信 原発事故被害の継続性：福島県内商工業者への質問紙調査から、科学、査読無、87巻9号、2017、801-803
- ③⑰ 除本 理史、福島原発事故における被害の包括的把握と補償問題：社会的費用論の視角から、一橋経済学、査読無、11巻1号、2017、3-14
doi/10.15057/28718
- ③⑱ 除本 理史、原発事故賠償からみる福島復興の課題：被災者の生活再建と地域再生に向けて、貧困研究、査読無、18号、2017、14-24

- ③⑨ 除本 理史、福島原発事故賠償の国民負担
軋嫁を問う：パブリックコメント結果を
受けて、科学、査読無、87 巻 4 号、2017、
350-353
- ④⑩ 吉田 邦彦、福島原発事故の自主避難者問
題が示す日中環境法学問題 福島・武漢
（漢正街）・沖縄を繋ぐもの、龍谷法学、
査読無、49 巻 4 号、2017、1283-1309
- ④⑪ 磯野 弥生、中間貯蔵・最終処分をめぐっ
て 福島県内の放射性物質に汚染された
廃棄物・除染発生物の処理をめぐって、環
境と公害、査読無、46 巻 4 号、2017、3-8
- ④⑫ 神戸 秀彦、生業判決の原状回復請求につ
いて、環境と公害、査読無、47 巻 3 号、
2018、37-40
- ④⑬ 神戸 秀彦、新規規制基準下での原発差止め
訴訟の考察（2） 高浜 3・4 号機大津地
裁決定と同大阪高裁決定を中心として、法
と政治、査読無、68 巻 2 号、2017、161-218
- ④⑭ 大坂 恵里、原子力損害賠償制度の見直し
の動向 原賠法改正に関わる議論を中
心に、環境と公害、査読無、46 巻 4 号、
2017、28-33
- ④⑮ 大坂 恵里、福島原発事故賠償訴訟の意義
と課題 群馬訴訟地裁判決の検討を中
心、現代法学、査読無、33 号、2017、43-65
- ④⑯ 下山 憲治、福島原発事故賠償訴訟におけ
る国の責任と課題：群馬訴訟前橋地裁判
決を中心に、法律時報、査読無、89 巻 8
号、2017、59-64
- ④⑰ 下山 憲治、福島原発事故訴訟と国の責
任：千葉地裁判決と福島地裁判決を対比
しつつ、環境と公害、査読無、47 巻 3 号、
2018、41-46
- ④⑱ 下山 憲治、リスク言説と順応型の環境
法・政策、環境法研究、査読無、7 号、2017、
1-11
- ④⑲ アルノ・シェアツベアク / マルティン・
マイヤー（横内 恵[訳]）、ドイツにおける
放射性廃棄物最終処分場決定手続、自治研
究、査読無、94 巻 3 号、2018、19-44

〔学会発表〕（計 19 件）

- 吉村 良一、福島原発事故賠償の課題・総
論、日本私法学会、2015
- 吉村 良一、原発事故と住民の権利、第 3
回原発と人権全国研究・交流集会、2016
- Eri Osaka、ADR and Litigation after the
Fukushima Nuclear Disaster、Law and
Society Association、2015
- Eri Osaka、Japan's Acceptation of the
CSC and the (Dark?) Future of Nuclear
Damage Compensation Law、East Asian Law
and Society Conference、2015
- 磯野 弥生、施設の安全性と周辺住民の生
活権の確保、30 年中間貯蔵施設地権者会、
2015
- 磯野 弥生、除染・中間貯蔵と復興、第 3
回原発と人権全国研究・交流集会、2016
- 藤原 遥・除本 理史・片岡 直樹、原発事

- 故によるコミュニティの被害 - 双葉郡川
内村の伝統芸能継承をめぐる -、第 3
回原発と人権全国研究・交流集会、2016
- Kenji Shimoyama、Precaution and the Use
of Nuclear Energy: Experiences from
Japan（招待講演）（国際学会）、
International Symposium on
Environmental and Technology Law、2015
- 下山 憲治、予防的取り組みと原子力規制
のあり方、第 3 回原発と人権全国研究・交
流集会、2016
- 除本 理史、公害から福島の復興を考える、
高崎経済大学経済学会（招待講演）、2016
- 磯野 弥生、オース 3 原則から見る福島
原発事故「処理」と「復興」、日本科学者会
議（招待講演）、2016
- 神戸 秀彦、日本の福島第一原子力発電所
事故について、第 6 回アジア太平洋法律家
会議（COLAP 6）、2016
- 大坂 恵里、東日本大震災の法的対応：5
年目の暫定評価 民法学・損害賠償法の
視点から、日本法社会学会、2016
- Eri Osaka、Litigation for Disaster
Justice: Post-disaster Recovery of 3/11
victims、Law and Society Association
（国際学会）、2016
- 下山 憲治、リスク制御と行政訴訟制度、
東アジア行政法学会学術総会（招待講演）
（国際学会）、2016
- 神戸 秀彦、最近の原発差止め訴訟の立証
責任論について 伊方判決の変質・回帰と
脱却、民主主義科学者協会法律部会、2018
- 大坂 恵里、津波災害の損害賠償論、日本
法社会学会、2017
- Eri Osaka、Loss of Community: the
Fukushima Nuclear Disaster as "A New
Species of Trouble"、International
Meeting on Law and Society（国際学会）
2017
- 下山 憲治、リスク言説と順応型の環境
法・政策、環境法政策学会、2017 年

〔図書〕（計 15 件）

- 吉村 良一、日本評論社、福島原発事故賠
償の研究（序章 福島第一原発事故が損害
賠償法に投げかけた課題）2015、1-10/328
- 吉村 良一、日本評論社、福島原発事故賠
償の研究（避難者に対する慰謝料）2015、
123-139/328
- 吉村 良一、日本評論社、福島原発事故賠
償の研究『自主的避難者（区域外避難者）』
と『滞在者』の損害）2015、210-226/328
- 大坂 恵里、日本評論社、福島原発事故賠
償の研究（責任根拠に関する理論的検討）
2015、43-54/328
- 磯野 弥生、日本評論社、福島原発事故賠
償の研究（除染の問題と課題）2015、
227-240/328
- 吉田 邦彦、信山社、東アジアの民法学と
災害・居住・民族補償（前編） 総論、

アイヌ民族補償、臨床法学教育、2015、382
吉田 邦彦、福島原発事故賠償の研究(福島原発爆発事故による営業損害(間接損害)の賠償について)、2015、157-174/328
神戸 秀彦、日本評論社、福島原発事故賠償の研究(民事訴訟における除染請求について)、2015、241-255/328
下山 憲治、日本評論社、福島原発事故賠償の研究(原発事故・原子力安全規制と国家賠償責任)、2015、68-88/328
吉村 良一、有斐閣、不法行為法(第5版)、2017、xiv+343
除本 理史、岩波書店、公害から福島を考える 地域の再生をめざして、2016、xiv+203
磯野 弥生、本の泉社、公害・環境問題と東電福島原発事故、2016、226-249/308
磯野 弥生、勁草書房、都市と環境の公法学、2016、31-50/526
吉田 邦彦 他、信山社、現代日本の法過程 下巻(復興借り上げ公営住宅にかかる強制立退き問題 弁護士倫理・研究者倫理も踏まえつつ)、2017、501-520/832、
大坂 恵里 他、信山社、現代日本の法過程 下巻(福島原発事故賠償の実態と課題)、2017、521-542/832

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

<http://www.einap.org/jec/subcategory/projects/9>

6. 研究組織

(1)研究代表者

下山 憲治(SHIMOYAMA, Kenji)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 00261719

(2)研究分担者

吉村 良一(YOSHIMURA, Ryoichi)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号: 40131312

磯野 弥生(ISONO, Yayoi)
東京経済大学・現代法学部・教授
研究者番号: 60104105

紙野 健二(KAMINO, Kenji)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 10126849
(平成29年度より連携研究者)

吉田 邦彦(YOSHIDA, Kunihiko)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 00143347

神戸 秀彦(KAMBE, Hidehiko)
関西学院大学・司法研究科・教授
研究者番号: 70195189

大坂 恵里(OSAKA, Eri)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号: 40364864

除本 理史(YOKEMOTO, Masafumi)
大阪市立大学・大学院経営学研究科・教授
研究者番号: 60317906

稲葉 一将(INABA, Kazumasa)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 50334991

(3)連携研究者

大森 正之(OMORI, Masayuki)
明治大学・政治経済学部・教授
研究者番号: 40267860

藤川 賢(FUJIKAWA, Ken)
明治学院大学・社会学部・教授
研究者番号: 80308072

土井 妙子(DOI, Taeko)
金沢大学・学校教育系・教授
研究者番号: 50447661

田村 哲樹(TAMURA, Tetsuki)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 30313985

大河内 美紀(OKOCHI, Minori)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 20345838

尾崎 寛直(OZAKI, Hironao)
東京経済大学・経済学部・准教授
研究者番号: 20385131

高木 竜輔(TAKAKI, Ryosuke)
いわき明星大学・人文学部・准教授
研究者番号: 30512157

(4)研究協力者

シェアツペアク アルノ(SCHERZBERG, Arno)
ドイツ・エアフルト大学・国家学部・教授